



消費者機構日本

ニュースレター 186号

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階
TEL:03-5212-3066 FAX:03-5216-6077 ホームページ <http://www.coj.gr.jp/>
発行人:二村 睦子 編集責任者:板谷 伸彦

・CONTENTS・

1. 最高裁判決について
/株)ONE MESSEGE 共通義務確認訴訟
2. COJ 全体会議の開催

最高裁判決について/株)ONE MESSEGE 共通義務確認訴訟

(株)ONE MESSEGE 他に対する共通義務確認訴訟の上告審において、一審・二審の却下判決が取り消され、東京地方裁判所に差し戻す旨の最高裁判決を得ました。

本件は、虚偽・誇大な説明による情報商材の販売を不法行為とした当機構の訴えに対し、一審・二審は仮に消費者がそれによって誤信したとしても、そのような説明を信じた消費者側にも過失があり、過失の割合は個々の消費者で異なるから第二段階の簡易確定手続きに馴染まないとして却下（門前払い）としていたもので

す。当機構が最高裁に判断を求めていたところ、消費者裁判手続特例法第3条4項のいわゆる「支配性要件」の解釈適用が争点として取り上げられ、今回の判決となりました。

最高裁判所の判決は、そもそもこの制度は「簡易確定手続において、対象債権の存否及び内容に関し、個々の消費者の個別の事情について審理判断することを予定している」とし、本件については対象消費者が情報商材購入に至る「主要な経緯は共通している」し、「生じ得る誤信の内容も共通している」、しかも、本件は仮想通貨への投資そのものではなく、情報商材の販売であるから、過失相殺を「考慮する必要性が高いとはいえない」。さらに、簡易確定手続を行うこととなる裁判所において「適切な審理運営上の工夫を講ずることも考えられる」としました。

結論として、原審の判断には消費者裁判手続特例法3条4項の「解釈適用を誤った違法がある」とされ、さらに補足意見として「民事裁判の実務において培われてきたこのような種々の審理運営上の工夫を考慮し、相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するという法の立法趣旨をも踏まえて、本要件の該当性を判断することが相当であろう。」と加えられました。

全体として消費者法制に対する正しい理解と良識が感じられ、今後のこの制度の運用に非常に良い影響を与え得る判決となっています。

ホームページに判決本文を貼り付けていますので、是非ご覧ください。

⇒ https://www.coj.gr.jp/trial/topic_240313_01.html



COJ 全体会議の開催

41名の参加で「COJ 全体会議」を開催しました。

コロナ禍を挟み4年ぶり開催となった昨年の「役職員・委員全体会議」から、今年はさらに参加対象を個人正会員に拡大して開催しました。

日時：2024年2月15日(木) 18:30～全体会
 ※オプションとして20時から交流会を開催
 場所：プラザエフ5階(交流会は2階レストランエフ)
 目的：2023年度活動のふりかえり、共有、評価。
 2024年度に向けた組織運営方針の一次検討。
 対象：COJ 役職員・委員とCOJ 正会員(個人正会員)
 プログラム：進行：二村理事長



- ①活動のふりかえり(報告：板谷専務理事)
- ②ワンメッセージ訴訟について(報告：瀬戸弁護士)
- ③山梨県・医師「地域枠」違約金裁判について(報告：中野弁護士)
- ④「定型約款の変更」による値上げ事案について(報告：鈴木さとみ弁護士)
- ⑤不当勧誘への取り組みについて(報告：佐々木弁護士)
- ⑥優良誤認への取り組みについて(報告：宮城弁護士)
- ⑦運営面の問題意識(報告：板谷専務理事)

2023年度に各チームで取り扱った特徴的な事案について報告が行われ、質疑を通じて内容を深めました。なお、全体会終了後はプラザエフ2階のレストランエフにて懇親会を行いました。

全国の適格消費者団体(25団体)のホームページ公表情報 (2023年12月22日～2024年3月5日分)

- 2024年2月に6日に特定非営利活動法人なら消費者ねっとが適格消費者団体に認定されました。おめでとうございます。これで、現在の全国の適格消費者団体は25団体となりました。
- 各団体のホームページの公表情報をお知らせします。事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。下記の公開情報欄に掲載のない情報については、各団体のホームページからご確認ください。
 ※同一団体内の掲載順は、公表日が新しいものからとなっています。

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公表情報(2023年12月22日～2024年3月8日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/	<ul style="list-style-type: none"> ■2024.01.31：株式会社ふるさと産直村に対し、申入書を送付しました。 ■2024.01.31：北海道電力株式会社に対し、照会書を送付しました。 ■2024.01.31：hairju 株式会社に対し、質問書を送付しました。 ■2024.01.31：株式会社 EVANESS に対し、再申入書を送付しました。

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2024.01.31 : 足うら屋に対し、再申入書を送付しました。 ■ 2024.01.30 : (株)FLLW の不当勧誘、札幌地裁が差止め命ずる判決 ■ 2023.12.22 : 株式会社ビッグに照会書を送付しました。
<p>《消費者市民ネットとうほく》 http://www.shiminnet-tohoku.com/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2024.02.02 : 国立大学に対し、同大学が開催しているセミナーの契約条項に関して行った照会の結果を公表します。
<p>《とちぎ消費者リンク》 http://tochigilink.org/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2024/03/06 : MESSI 株式会社より回答書が届きました。 ■ 2024/03/04 : 株式会社 ALT より回答書が届きました。 : 株式会社ベリテに申入れ終了通知を送付しました。 : 株式会社オルリンクス製薬より回答書 が届きました。 : 株式会社オアシスに差止請求書を送付しました。
<p>《消費者支援群馬ひまわりの会》 https://www.npo-himawari.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2024年2月5日 : ペット保証等の契約の自動更新と中途解約の制限
<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2024年03月05日 : hairju (株) に対し「申入書」を送付、「回答」を受領しました ■ 2024年02月27日 : (一社) 日本クレジット協会及び経済産業省に対し、「要請書」を送付しました ■ 2024年02月27日 : ライフティ (株) に対し、信用情報機関への延滞情報登録に関する「申入書」を送付しました ■ 2024年02月15日 : 貴和設備 (暮らしのホームズ) に対する差止請求訴訟で和解が成立しました ■ 2024年02月05日 : アマゾンジャパン合同会社に対し「申入書」を送付、「回答」を受領しました
<p>《消費者市民サポートちば》 https://sapochiba.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2024/3/1 : パプコメ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令 (令和4年総務省令第6号) の一部改正案等に対し、意見を提出しました。
<p>《消費者支援かながわ》 http://www.ss-kanagawa.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費生活ネットワーク新潟》 https://www.network-niigata.org/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2024年01月24日 : 有限会社三興開発へ再々申入れを行いました。 ■ 2023年12月22日 : 共栄タイヤ株式会社から改訂した旨のメ

	<u>ールが届きましたので申入れ終了しました。</u>
<p>《消費者支援ネットワークいしかわ》 http://csnet-ishikawa.com/</p>	<p>■2024年1月25日【<u>申入活動</u>】<u>カーター記念黒部名水マラソン実行委員会事務局に対し申入書を送付したところ、改善のご連絡がありました。</u></p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<p>■2023年11月23日：<u>改善事例 フィットイージー株式会社への申し入れ</u></p> <p>■2023年11月23日：<u>改善事例 スポーツクラブ オルカへの申し入れ</u></p> <p>■2024年03月08日：<u>リカフル整体院より回答書が届きました</u></p> <p>■2024年02月27日：<u>楽天株式会社（楽天ポイント）より回答書が届きました</u></p> <p>■2024年02月22日：<u>R I Z A P株式会社より回答書が届きました</u></p> <p>■2024年02月21日：<u>デジタル庁に対し申入書を送付しました</u></p> <p>■その他：申し入れ活動記事一覧： <u>https://cnt.or.jp/category/information</u></p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>■2024.03.05：<u>株式会社スターリーナイトカンパニーに対して、消費者契約法第41条1項に基づく事前請求書（差正請求訴訟を提起する事前告知）を送付しました。</u></p> <p>■2024.03.05：<u>株式会社ジェイコムウエストから、「お問合せ」の回答を受領しました。</u></p> <p>■2024.03.01：<u>コンサート運営会社三社が該当者に対し返金に応じたことを受け、三社に対するお問合せ活動を終了しました。</u></p> <p>■2024.02.26：<u>(株)ラドルチェに対する共通義務確認訴訟第3回期日が2/16に開かれました。</u></p> <p>■2024.02.16：<u>USJ のチケット利用規約のキャンセル・転売条項の差止めを求める控訴審第2回裁判が行われました。</u></p> <p>■2024.02.09：<u>株式会社ジェイコムウエストに対し、「お問合せ」を送付しました。</u></p> <p>■2024.01.29：<u>株式会社スターリーナイトカンパニーに対し、中止イベントのチケット代金の返金を求めた裁判手続（第7回）が行われました。</u></p> <p>■2024.01.23：<u>USJ のチケット利用規約のキャンセル・転売条項の差止めを求めた控訴審第1回裁判が行われました。</u></p> <p>■2023.12.27：<u>布亀株式会社「リパソールA T」のウェブサイト上の表記、容器の図柄などに関する問題等に対する再度の検討結果の公表</u></p> <p>■2023.12.27：<u>J N T Lコンシューマーヘルス(株)からリスティングの表示問題についての「再お問合せ」に対する回答を受領</u></p>

	しました。
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■2024年2月5日：株式会社クリアへ、令和6年2月5日付けで「申入書」を送付しました。 20240205 (株)クリアへ申入書 ■2024年1月1日：株式会社三木よかわカントリークラブより、令和6年1月1日付で「回答書」が届きました。 20240101 三木よかわカントリー-回答書
<p>《なら消費者ねっと》 http://www.narasn.org/</p>	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください
<p>《えひめ消費者ネット》 http://ehime-syohisya-net.org/</p>	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■2024年01月19日：アプライド株式会社申入れ活動終了の報告 ■2024年01月19日：アプライド株式会社より、会員規約が届きました ■2023年12月25日：北九州マラソン実行委員会へ「回答書のご送付に関する御礼及び改正後の規約の開示のお願い」を送付しました
<p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p>	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■2024-01-06：有限責任事業組合熊本防災災害まちづくり機構及び谷陽一郎氏に対し、差止請求訴訟を提起しました。 ■2023-12-25：株式会社 HappyLifeBio（ハッピーライフバイオ）から、当法人の「消費者契約法41条1項に基づく事前請求書」に対する回答がありました。
<p>《消費者ネットワークかごしま》 https://net-kagoshima.com/</p>	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
<p>《消費者市民ネットおきなわ》 https://ossnet.jp/</p>	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。

・・END